

**熊本県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園
調査審議部会（仮称）の設置について**

1 調査審議部会の設置について

認定こども園法第 25 条において、幼保連携型認定こども園の認可、事業停止命令、施設閉鎖命令、認可の取消しをする際には、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされた。

本県においては、審議会その他の合議制の機関を子ども・子育て会議の部会として設置することとし、8月20日の第3回子ども・子育て会議において御了承いただいた後、平成26年9月定例県議会において関係条例の改正を行った。

2 調査審議の目的

幼保連携型認定こども園には、就学前の子どもの教育・保育を担う施設としてより質の高い支援が求められている。客観的な基準への適合状況等に加えて、認可のプロセスの中で調査審議部会から御意見をいただくことで、行政の判断により恣意的に認可を行わないことを防ぎ、透明性の高い認可手続きを担保することを目的とする。

3 委員（案）

役割		氏名	役職
市町村		荒木 泰臣	県町村会 会長
事業者	幼稚園	大矢野 隆嗣	県私立幼稚園連合会 副理事長
	幼保連携型	清田 明子	認定こども園 代表
	子育て支援	小岱 紫明	県地域子育て支援センター事業連絡協議会 副会長
	保育所	塚本 美津代	県保育協会 理事長
学識経験者		出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部 准教授

※各区分ごとに五十音順

【参 考】

○ 調査審議件数（見込み）

平成27年4月1日開所希望施設 11施設

○ 開催スケジュール

平成26年度中に11施設（予定）について調査審議を行わなければならないため、審議の負担、施設の準備状況を考慮し、以下の2回に分けて開催する。

第1回 平成27年1月中旬

第2回 平成27年2月末